

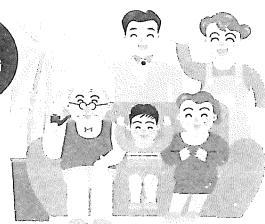
SUGGEST

by hamamoto

**mite net!**  
みてねっと!

2014  
SPRING

Vol.37



# 地震に備えた家庭での対策

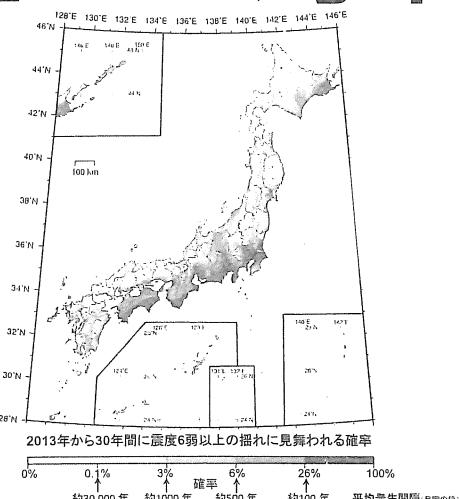
東日本大震災の発生から3年が経ちました。阪神淡路大震災も発生から来年で20年が来ようとしています。政府の発表によると、日本全国の多くの地域において、大きな地震の発生が予測されています。(右図参照) 地震への備えを万全にしていただくため、過去の地震での教訓を踏まえ、ご家庭での地震対策をまとめてみました。

## ① 住んでいる家屋や地域の危険度の確認をしましょう。

東日本大震災では、地震や津波に加え、液状化により多くの家屋が被害を受けました。また、阪神淡路大震災では、新耐震基準を満たしていない家屋(昭和56年以前に建築)のうち、約7割が小被害以上の被害を受けました。一方で、新耐震基準を満たしていた家屋では、7割以上が「軽微・無被害」でした。

- 国や自治体が公開している資料で地域の危険度(地震、津波、液状化)を確認してください。
- 新耐震基準を満たしていない場合は、地域の自治体に相談したり、専門家による耐震診断を受診してください。

今後30年間に震度6弱以上の地震に見舞われる確率



## ② 危険度に応じた対策の実施をしましょう。

東日本大震災では、津波により多くの人命が失われました。また阪神淡路大震災では亡くなった方のうち、約8割が家屋や家具類等の倒壊による圧迫死でした。大震災が発生した場合、救助に時間がかかります。まずは自分の身は自分で守る「自助」の対策が重要です。

- 耐震診断結果に応じて、耐震改修を行ってください。自治体によっては、耐震診断費や耐震改修費を補助している場合もあります。
- 地震保険に加入しましょう。

## ③ 家族の安否確認について

東日本大震災発生時には、安否確認や見舞いの電話が急激に増加したため、何度かけてもつながらないという状況が発生しました。

&lt;キリトリ線&gt;

### 家庭での備蓄品チェックリスト

地震直後は、食料や生活物資の供給が滞ります。自治体による炊き出しや救援物資の配給が開始されるまでの期間(概ね3日間程度)に必要な物資の備蓄を心がけ、可能な限り、すぐに持ち出しやすいところに保管しましょう。また、東日本大震災では、貯金通帳、キャッシュカードを紛失した場合でも、身分証明書などによる本人確認により10万円まで(金融機関によっては30万円まで)預金を引き出すことができました。



#### 水

- 飲料水(自販)1人・1日・3リットル □生活用水、ポリタンク

#### 食料、燃料

- 主食(乾パン、米、めん類など) □缶詰(おかずもの、果物など)
- (乳幼児がいる場合)粉ミルク、離乳食など
- カセットコンロ、予備ボンベ
- レトルト食品(おかゆなど) □使い捨て紙食器
- インスタント食品(スープ、カップ麺など)
- サランラップ(食器が洗えない場合、食器にかぶせて使用)



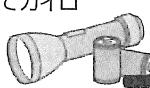
### 生活用品

- 衣類、タオル □携帯トイレ、トイレットペーパー
- 毛布、寝袋 □筆記用具 □ティッシュ、ウエットティッシュ
- 10円硬貨(公衆電話用)
- 医薬品(救急品、常備薬、消毒液、持病の薬など)
- 手動発電式の携帯電話充電器 □マスク



### 防災用品

- 携帯ラジオ、予備の乾電池 □雨具(折り畳み傘、カッパなど)、ビニールシート
- 懐中電灯、予備の乾電池 □保温シート、使い捨てカイロ
- ロウソク、マッチ、ライター
- 軍手、工具(ロープ、多機能ナイフなど)
- 寝室に靴、スリッパ(ガラス片対策)



### 貴重品(非常時に持ち出し)

- 現金 □印鑑(実印、銀行届出印)
- 貯金通帳、キャッシュカード □身分証明書
- クレジットカード
- その他貴重品 □健康保険証





## 遺族基礎年金(改正)

遺族基礎年金とは、一家の生計の担い手が亡くなったときに遺族に支給される年金で、年収850万円未満の家庭が対象です。国民年金に加入していて、亡くなった月の前々月まで加入期間のうち、3分の2以上の期間について保険料が納付(または免除)されていれば支給されます。

亡くなった月の前々月までの1年間に、保険料の未納がない場合も対象となります。子供が一人の親が受け取る遺族年金は年額101万2800円。子供が増えれば人数に応じて加算され、末子が18歳(障がい者なら20歳)まで支給されます。

年金保険料をきちんと納付していること、そして残された遺族が「妻」「子供」であることが受給の条件でしたが、2014年から遺族となる「夫」にも受給権が発生します。ただし遺族年金は、残された家族が生活苦に陥らないよう扶助するという性格のため、元々収入のない専業主婦が亡くなても夫への支給ではなく、共働きまたは妻が生計の担い手で「専業主夫の夫」を亡くした場合、現行では遺族年金の受給を受けていますが、制度改革に伴い、受給権がなくなる見込みです。この改正により、男女差が是正、より公平な制度になりそうです。

遺族基礎年金に加え、 $+ \alpha$ の備えが必要かどうかは、各家庭の経済状況、貯蓄額、子供の年齢などから総合的に判断する必要があります。不安のあまり不必要な保険料を支払い、生計を圧迫する事態になっては本末転倒ですが、いざというときに生活難に陥ってしまうのは避けたいものです。適切な備えで未来に潜むリスクを吹き飛ばしましょう。

遺族年金の詳細については弊社担当者までご相談ください。



## 『自転車道路交通法改正』から…

2013.12.1改正

### 1.自転車の路側帯通行を道路左側に限定します。

(違反すれば3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金を科せられる場合がある)

これまで自転車は、歩道がない道路の左側にある路側帯と右側にある路側帯のどちらでも通行できましたが、改正により、左側の路側帯しか通行できなくなります。

### 2.ブレーキ不良自転車に対する指導が強化されます。

(警察官による停止や命令に従わなかったり、検査を拒否・妨害すると…5万円以下の罰金が科せられる場合がある。)

適正なブレーキを備えていないため、危険と認められる自転車が運転されているとき、警察官はその自転車を停止させ、検査できます。また、危険とみとめられた場合、警察官はブレーキの整備などの応急措置や、運転の中止を命じることができます。

今回の改正は自転車が歩道を走っている今の状態から脱し、新しい走行ルールを整備すると宣言するもの。最終的には「自転車は車両であり車道を走ることを目指し、法律だけでなく環境整備も行う」としています。自転車は車両の一つ。自分勝手な解釈でルールを誤解したり、正しいルールを知らないのは言い訳にならないということです。

### 自転車対歩行者の事故

自転車と歩行者は、自転車同士のように対等な関係ではなく、強者と弱者の関係に立ちます。歩道上の事故は自転車に特有の問題であり、四輪車のケース(判例・過失割合)は参考にならない場合があります。近年、自転車事故による歩行者の被害が社会問題化していることを背景に、歩道上で発生した歩行者と自転車の事故については、歩行者の過失を認めないことが原則となりつつあります。

※平成22年3月、東京、大阪、横浜、名古屋、の4地裁の交通事故専門の裁判官により、歩道上の自転車対歩行者の事故においては、原則として歩行者に過失はないとする新基準が提示されました。今後、裁判実務はこの方向で固まっていくことが予想されます。

身近な乗り物の一つですが、万が一のための備えは皆さん、どうされていますか?



見直してください あなたの暮らしの保障  
**浜本保険株式会社**

■本社/兵庫県加西市北条町横尾313-1 A・NOVA SANWA BLDG 1F  
TEL.0790(42)1223㈹ FAX.0790(43)1205  
■高砂営業部/兵庫県高砂市荒井町御旅2丁目1番1号  
TEL.079(442)3515㈹ FAX.079(442)3054  
■イオン加古川店/兵庫県高砂市平岡町新在家615-1  
TEL.079(425)6500㈹ 010-920 903



■本社/北条営業部



■高砂営業部



■アフラックサービスショップ

URL:<http://www.hamamoto.co.jp/>